

3人目以降の子の保育料を助成します

1 対象となる方

次のすべての条件を満たす保護者が対象です。

- 春日市に居住し、3人以上の子を監護していること。
(別居している子も1・2番目の子と数えることができますことがあります。)
- 年長者から数えて3番目以降となる0歳児から2歳児までの子が企業主導型を含む届出保育施設に在籍しており、その子について保育の必要性が認められること。
(3歳に達した以後の最初の3月31日までは助成の対象です。)
- 春日市に居住し、住民税課税世帯であること。
(非課税世帯は他の制度で保育料無償化の対象となります。)
- 他の保育料無償化の制度の対象となっていないこと。

2 助成の対象となる保育料

ひと月を単位とする保育料が助成の対象です。上限額は、次のとおりです。

施設の区分	学齢	助成の上限額(月額)
企業主導型保育施設	0歳児	37,100円
	1～2歳児	37,000円
届出保育施設	0～2歳児	42,000円

- ※ 延長保育料や給食費、日用品費等その他の費用は助成の対象外です。
- ※ 月の途中で入退園または転出・転入したときは、日割り計算を行います。

3 保育の必要性について

「保育の必要性」の認定要件は次のとおりです。

- 月64時間以上就労している
- 災害等の復旧に当たっている
- 自営業をしている(月64時間以上)
- 求職活動をしている
- 妊娠中または出産後間がない
- 就学している(通信教育不可)
- 疾病により家庭での保育が困難である
- 同居親族を常時介護または看護している
- 障がいがある(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方)
- 育児休業取得前に既に保育施設を利用している子どもがいて継続利用が必要な場合
(育児休業の対象となった子どもが1歳に到達した後の年度末を越えての認定はできません。)

4 必要書類について

- (1) 第3子以降届出保育施設等利用給付認定申請書兼現況届
- (2) 保育を必要とすることがわかる証明書(ひとり親世帯を除いて父・母それぞれ必要です。
保育を必要とすることがわかる証明書は、事由(上記認定要件)によってそれぞれ異なりますので、詳しくは(1)の申請書の裏面を参照するか、下記までお問い合わせください。
- (3) 生計同一申立書(別居している子を数えないと園児が3人目以降とならないときのみ)
生計同一申立書に書かれた必要書類の添付が必要です。

※必要書類の様式については、市ウェブサイトに掲載しています。
市こども未来課でも配布しています。

＜裏面にも記載があります＞

5 事前の手続について

(1) 認定手続について

事前に市から「第3子以降届出保育施設等利用給付認定」を受ける必要があります。

上記の必要書類を、施設を利用する前までに市こども未来課に提出してください。(郵送可)
施設の利用開始後に提出された場合は、書類の受付日以降が認定の対象となります。

なお、令和7年度は住民税非課税世帯で、令和8年度に住民税課税世帯になった場合は、令和8年8月31日までに必要書類を提出してください。

(2) 認定手続後の通知書送付、補助金交付請求の流れについて

申請手続後に、市で「第3子以降届出保育施設等利用給付認定」を行います。

給付認定決定後は、「通知書」と「補助金交付申請書」を保護者あてに郵送します。

保育施設への保育料支払の後、保護者の方が市に対し、補助金の請求を行う必要があります。

6 補助金交付請求について

(1) 利用する届出保育施設等から、「領収書兼提供証明書」を発行してもらいます。

(2) 「補助金交付申請書」に必要事項を記入し、利用施設等から発行された「領収書兼提供証明書」とともに、市こども未来課へ提出します。(郵送可)

補助金交付申請書の締切日は、次のとおりです。

補助金の支払は、締切日の翌月末頃を予定しています。

令和8年度補助金交付申請書締切日

利用期間	申請書締切日	支払予定
令和8年4月～6月	令和8年7月21日(必着)※	8月末頃
令和8年7月～9月	令和8年10月20日(必着)※	11月末頃
令和8年10月～12月	令和9年1月20日(必着)※	2月末頃
令和9年1月～3月	令和9年4月20日(必着)	5月末頃

※締切後の交付申請は、次回の締切分で補助金を交付します。

令和8年度補助金交付申請の最終締切は、令和9年4月20日(火)(必着)です。

最終締切後の交付申請に対する補助金の交付はできませんのでご注意ください。

最終締切前に到着しても、書類の不備などにより支払ができない場合があります。

【書類提出・問合せ先】

〒816-8501 春日市原町3丁目1番地5

春日市こども未来課保育担当 TEL: 092-584-1111 (代表)